

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月11日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 境港市 個人

乙 境港市 個人

丙 境港市 個人

丁 米子市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金99,546円を甲に、43,476円を乙に、167,917円を丁にそれぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年2月28日

(2) 事故発生場所

米子市両三柳地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲、乙及び丙が、一般国道431号をそれぞれ普通乗用自動車、軽貨物自動車及び小型乗用自動車で走行中、路上に落下していた街路樹の枝に接触し、それぞれの車両が破損したものである。